

令和4年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 4年 6月14日（火）

午前 9時55分 開 会

午前11時00分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 報告第 1号 令和3年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第 6 報告第 2号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第 7 報告第 3号 令和3年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて

日程第 8 議案第 1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第4号）

議案第 3号 滝川市空家等対策の推進に関する条例

日程第 9 議案第 2号 令和4年度滝川市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第 4号 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第 5号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（15名）

1番 三 上 裕 久 君

3番 木 下 八重子 君

5番 山 本 正 信 君

8番 寄 谷 猛 男 君

10番 安 樂 良 幸 君

12番 田 村 勇 君

14番 荒 木 文 一 君

16番 東 元 勝 己 君

2番 堀 重 雄 君

4番 山 口 清 悦 君

7番 関 藤 龍 也 君

9番 佐々木 和 代 君

11番 本 間 保 昭 君

13番 柴 田 文 男 君

15番 水 口 典 一 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市	長	前	田	康	吉	君
教	育	田	中	嘉	樹	君
会	計	杉	原	慶	紀	君
総	務	堀	之	孝	則	君
保	健	横	山	浩	丈	君
建	設	尾	崎		敦	君
市	立	柳		圭	史	君
教	育	諏	佐		孝	君
監	査	中	川	祐	介	君
企	画	平	川	泰	之	君

副	市	長	中	島	純	一	君
監	査	委	宮	崎	英	彰	君
総	務	部	和	田	英	昭	君
市	民	生	浦	川	学	央	君
産	業	振	鎌	田	清	孝	君
建	設	部	加	地	幸	治	君
市	立	病	堀		勝	一	君
教	育	部	橋	本	展	晴	君
総	務	課	小	畑	力	也	君
財	政	課	景	由	隆	寛	君

○本会議事務従事者

事	務	局	長	深	村	栄	司	君
書			記	山	本	亜	希	子

事	務	局	副	主	幹	壽	崎	行	洋	君
書					記	吉	田	陽	愛	君

開会 午前 9時55分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和4年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、15名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

ここで、去る5月25日に開催されました全国市議会議長会第98回定期総会におきまして議員15年以上の功績で堀重雄議員、荒木文一議員、そして私が一般表彰を受けましたので、その伝達式を行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において安樂議員、本間議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間といたしたいと思いを。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。本日、令和4年第2回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして一般会計補正予算ほか諸議案と報告案件をご審議いただくわけですが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして、原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長より行政報告について発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。令和4年2月16日から令和4年5月31日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

私からは、別途以下の2件につきまして口頭でご報告を申し上げます。最初に、令和3年度各会計の決算概要につきましてご報告させていただきます。この件につきましては、第3回定例会におきまして正式な手続を踏みまして議会の承認を求めることとなりますが、5月末日をもって一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了し、一応の計数がまとまりましたので、簡潔にご報告申し上げます。初めに、一般会計は10億23万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金が主な要因となっております。その他といたしましては、歳入では地方交付税が予算額に対して1億7,304万円の増、地方消費税交付金が1億403万円の増となっており、歳出では介護保険特別会計繰出金が5,893万円の減となったほか、各事業の歳出抑制に努めたことなどによるものであります。なお、繰越明許費繰越額が6万円ありますので、それを差し引いた10億17万円が実質収支額となります。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は9,220万円の剰余となりましたが、このうち4,700万円を国民健康保険準備基金に積み立てたところです。公営住宅事業特別会計は1億1,229万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金及び経費節減などによるものであります。介護保険特別会計の保険事業勘定は3億2,987万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金及び保険給付費の減などによるものであります。次に、介護サービス事業勘定は3,780万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金などによるものです。また、後期高齢者医療特別会計は104万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金などによるものです。土地区画整理事業特別会計は、令和3年度末をもって廃止したところですが、歳入歳出同額となっており、剰余金は発生しておりません。

続きまして、企業会計におきましては、下水道事業会計は収益的収支で1億531万円の純利益となりました。また、資本的収支では4億3,938万円の差引き不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填したところです。病院事業会計は、収益的収支で2億1,928万円の純利益となりました。また、資本的収支では5億2,914万円の差引き不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填したところです。

以上、一般会計ほか各会計の決算概要につきましてのご報告といたします。

続いて、農作物の生育状況につきましてご報告いたします。4月上旬から5月下旬にかけて全般的に気温が高く推移し、日照時間も長かったことから、農作物の生育状況はおおむね平年並みに進

んでおります。6月1日現在の主な作物の生育状況ですが、水稻は平年並みに移植が進み、生育は順調に進んでおります。直播につきましては、出芽期を迎えております。秋まき小麦は、出穂も順調に進み、平年並みの生育となっております。大豆は、5月下旬の降雨の影響により、播種作業がやや遅れております。タマネギは、移植後の強風による植え傷みが見られたものの、その後の好天と適度な降雨により、草丈は平年より長く、順調に生育が進んでおります。リンゴは、平年より3日早い4月21日に発芽し、その後も気温が高く推移したことから、7日早い落果期を迎え、順調に生育が進んでおります。菜種は、平年並みの5月11日に開花し、その後も生育は平年並みに進んでおります。以上のとおり、農作物の生育状況につきましては現時点において全般的に順調な状況となっていることから、出来秋に向けて引き続き順調に推移することを期待しております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 議長から発言の許可をいただきましたので、ご報告申し上げます。

令和4年2月16日から5月31日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、以下3点について口頭でご報告を申し上げます。なお、配付資料に記載のあります事項の補足説明も含みますので、ご了承願います。

1点目は、文化施設についてです。令和3年度末をもちまして閉館をしました文化センターの代替施設としまして、4月1日、ホテルスエヒロ内に滝川市民交流プラザをオープンしました。オープン後2か月余りがたちましたが、この間市内外の個人、団体など合わせて54件、延べ2,138人の方にご利用をいただきました。引き続き市民活動などに利用が図られますよう、周知に努めてまいります。

2点目は、スポーツ関連施設についてです。滝の川公園内で改修工事を進めておりますテニスコートですけれども、これは8面の整備を予定しております。このうち工事が完了しております6面中4面を4月29日にプレオープンを行いました。これまでにソフトテニスで延べ4,000人余り、硬式テニスで延べ600人余りの方のご利用をいただいております。今月、来月には滝川ソフトテニス連盟主催の小学生テニス体験会も計画されているところであります。今後残りの2面のコートの整備、管理棟やトイレの改修工事を進め、来年度の全面供用開始に向けて準備を進めてまいります。

最後に、これは期間外ではありますが、美術自然史館におきまして今月18日から特別展「石油ヲ造レ」を開催いたします。昨年9月に人造石油工場の関係資料が国立科学博物館の重要科学技術史資料、未来技術遺産に登録をされたことと今年が工場ですべて初めて石油が作られてから80年を迎える節目の年でもあることから、滝川に東洋一の化学工場があったことを改めて多くの方々に知っていただくとともに、市民の皆様にもふるさと滝川の大きな歴史の1ページを振り返っていただければと思っております。議員の皆様にもぜひお運びいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上を申し上げまして口頭での教育行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 令和3年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 長 日程第5、報告第1号 令和3年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 令和3年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

令和3年第4回定例会において議決をいただいた令和3年度滝川市一般会計補正予算（第9号）並びに令和4年第1回定例会において議決をいただいた令和3年度滝川市一般会計補正予算（第14号）及び（第15号）において、それぞれ非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業や丸加高原専用水道改修工事実施設計事業など7事業について、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決をいただいたところですが、この翌年度に繰り越す7事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により調製したことから、これを報告するものです。

1 ページ、令和3年度滝川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を御覧ください。2 款3 項、住民記録システム改修事業、翌年度繰越額2 9 7 万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が2 9 7 万円。

3 款1 項、非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業、翌年度繰越額1 億2, 8 6 3 万4, 3 2 8 円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1 億2, 8 6 3 万4, 3 2 8 円。

3 款2 項、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、翌年度繰越額8 6 2 万9, 2 2 4 円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が8 6 2 万9, 2 2 4 円。

4 款1 項、下水道事業会計出資金、翌年度繰越額1, 5 0 3 万7, 0 0 0 円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1, 5 0 3 万7, 0 0 0 円。

6 款1 項、道営土地改良事業負担金、翌年度繰越額2, 5 0 0 万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として地方債が2, 5 0 0 万円。

7 款1 項、丸加高原専用水道改修工事実施設計事業、翌年度繰越額4, 0 2 6 万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として地方債が4, 0 2 0 万円、一般財源が6 万円。

2 ページを御覧ください。8 款5 項、公営住宅事業特別会計繰出金、翌年度繰越額2, 1 8 5 万6, 0 0 0 円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が2, 1 8 5 万6, 0 0 0 円です。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第2号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 長 日程第6、報告第2号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第2号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

令和3年第4回定例会において令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）として、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越す繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

1款2項、銀川団地3・4号棟エレベーター改修工事、翌年度繰越額4,371万4,000円、これに係る財源内訳でございますが、未収入特定財源として他会計繰入金2,185万6,000円、地方債2,180万円で、一般財源が5万8,000円となっております。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第3号 令和3年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて

○議長 長 日程第7、報告第3号 令和3年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました報告第3号 令和3年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについてご説明をいたします。

今回予算を繰り越した事業は、2点ございます。1点目は、国の交付金事業により進めております下水道合流改善事業において北海道により交付金の事業間調整が行われ、令和4年3月に追加交付を受けたことに伴い、年度内の工事完成が困難であった事業費。2点目は、北海道が実施する石狩川流域下水道事業の設備更新工事において年度内に工事を完成させることができなかったことにより、滝川市が負担すべき流域下水道建設負担金を翌年度に繰り越したことから、地方公営企業法の規定により報告するものでございます。

繰越計算書を御覧ください。1款1項建設改良費のうち、社会資本整備総合交付金事業の翌年度繰越額3,107万3,000円、同じく、流域下水道建設負担金の翌年度繰越額1,612万円でございます。なお、これらに係る財源内訳は記載のとおりでございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第8 議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第4号）

議案第3号 滝川市空家等対策の推進に関する条例

○議 長 日程第8、議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第4号）、議案第3号 滝川市空家等対策の推進に関する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副 市 長 ただいま上程されました議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、非課税世帯等への臨時特別給付金を給付するための補正、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金を給付するための補正及び公共工事設計労務単価の上昇に伴う各種委託料の補正などが主な内容となっております。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,316万8,000円を追加し、予算の総額を218億9,204万3,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しをお願いいたします。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項7目市民生活推進費、補正額417万7,000円の増額につきましては2点ございまして、1点目は空家等の適正管理に要する経費の補正でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、空家等対策計画の実施等について協議を行う附属機関として滝川市空家等対策協議会を設置することに伴い、協議会開催に係る費用、支払い

督促の申立て費用及び特定空家等略式代執行の実施費用として374万3,000円を補正したいとするものです。2点目は、消費者行政推進事業に要する経費の補正でございます。多様化する消費生活相談に迅速かつ適切に対応するため、国民生活センター等が開催する研修会へ消費生活相談員等を参加させ、資質の向上を図るほか、消費者被害の未然防止、消費者問題への関心の喚起を目的に、地域や学校における啓発活動を行うため、43万4,000円を補正したいとするもので、費用の全額が北海道の消費者行政強化事業補助金で措置されるものです。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額534万3,000円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正でございます。令和元年5月に改正戸籍法が成立し、令和6年度から戸籍謄抄本が必要な各種手続における提出省略や本籍地以外での戸籍謄抄本の取得が可能となる予定であることから、戸籍事務内連携に必要な戸籍情報システムの改修を行うため、補正したいとするもので、費用の全額が法務省の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で措置されるものです。

3款1項1目社会福祉費、補正額6,760万円の増額につきましては、非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業に要する経費の補正でございます。非課税世帯等への臨時特別給付金につきましては、令和3年度から給付を行っておりますが、本年4月に決定した国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策におきまして、令和4年度住民税均等割が非課税の世帯及び令和4年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯が給付対象に追加されたことから、補正したいとするもので、費用の全額が内閣府の非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金で措置されるものです。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額4,634万8,000円の増額につきましては、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要する経費の補正であります。国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策におきまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金を支給することが盛り込まれ、国の予備費により事業を実施することが閣議決定されました。本給付金の支給対象者は、児童扶養手当受給者等、児童手当や特別児童扶養手当の受給者のうち、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯等であり、児童1人当たり一律5万円を支給するため、補正したいとするもので、費用の全額が厚生労働省の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金で措置されるものです。

10ページ、11ページをお開き願います。8款2項1目道路維持費、補正額2,405万円の増額ですが、道路・橋りょうの維持に要する経費574万7,000円の増額、除雪・排雪対策に要する経費1,709万7,000円の増額、流雪溝の維持管理に要する経費120万6,000円の増額につきましては、いずれも令和4年3月に公共工事設計労務単価が改定されたことにより、既に発注しております委託料等も含め、今後不足する見込みである各経費についてそれぞれ補正したいとするものです。なお、流雪溝の維持管理費の81パーセントに当たる97万6,000円が流雪溝維持管理委託金として国土交通省から措置されるものです。

8款3項1目河川維持費、補正額49万3,000円の増額につきましては、河川の維持管理に

要する経費の補正でございます。道路維持費と同様に、公共工事設計労務単価が改定されたことにより、本年度の補修委託料が不足する見込みとなったことから、補正したいとするものです。

8款4項2目公園管理費、補正額136万7,000円の増額につきましては、公園の管理に要する経費の補正でございます。道路維持費並びに河川維持費と同様に、公共工事設計労務単価が改定されたことにより、本年度の管理等委託料が不足する見込みとなったことから、補正したいとするものです。

10款3項1目学校管理費、補正額100万円の増額につきましては、教材、教具等に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により中学校吹奏楽部用の楽器等を購入するためにとご寄附賜りました100万円を財源といたしまして、楽器等を購入したいとするものです。

10款6項4目図書館費、補正額279万円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により図書購入のためにとご寄附賜りました279万円を財源といたしまして、一般書及び児童書等を購入したいとするものです。

以上、歳出合計で1億5,316万8,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。16款2項1目総務費補助金から20款2項1目基金繰入金までは、いずれも歳出関連でございます。

21款1項1目繰越金、補正額3,096万7,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で1億5,316万8,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げ、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 続いて、議案第3号 滝川市空き家等対策の推進に関する条例についてご説明申し上げます。

最初に、議案提出の趣旨でございますが、今年3月に策定しました滝川市空き家等対策計画に基づき、空き家等対策を適切に実施していくために滝川市空き家等対策協議会を設置すること、また危険な空き家等に対する緊急安全措置などについて所要の規定を整備するため、滝川市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正したいとするものでございます。

改正の内容についてご説明いたしますので、議案を御覧ください。

第1条は、この条例の目的についての規定でございます。この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に関し必要な事項を定めること、空き家等に関する対策の実施や措置について必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体、財産及び生活環境に対する重大な損害の発生防止に寄与することを目的としております。

第2条、定義につきましては、この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例によることを規定するものです。

第3条は、所有者等の責務についての規定です。法では空き家の所有者等は適切な管理に努めるとされておりますが、この条例では適切に管理しなければならないと定めたいとするものでござい

ます。

第2項では、法では建物と土地の所有者等が異なる場合、建物の所有者等に加え、土地の所有者等に対しても例えば建物の所有者に働きかけるよう努めなければならない旨を規定し、土地の所有者にも一定の責務のあることを明文化したいとするものでございます。

第4条、市の責務につきましては、法に基づき、市は空家等対策計画を策定すること、計画に基づく空き家等に関する対策を実施すること、その他空き家等に関する必要な措置を適切に講ずることを規定するものです。

第5条、情報提供につきましては、市民は適切な管理が行われていない空き家等を確認したときは、市長に情報提供する旨を規定するものです。

第6条は、空家等対策協議会についての規定です。これは、新たに規定するもので、法に基づき、市は滝川市空家等対策協議会を設置すること、協議会は空き家等に関する施策の推進に関し、市長が必要と認める事項について調査審議することを規定するものです。なお、協議会につきましては、条例可決後、早ければ7月中旬にも設置したいと考えております。規則で委員は10名以内と定める予定ですが、当面は6人の委員で協議を進めたいと考えております。

第7条、危険の周知、第8条、緊急安全措置は、ともに新たに規定するものです。第7条では当該空き家等に危険の周知を表示することができるものとし、第8条では重大な危険が及ぶことを避けるため、緊急の必要がある場合は市は所有者等に代わり、必要最低限度の措置としての緊急安全措置を講ずること。

次のページになりますが、第2項ではその通知について、第3項では要した費用は当該空き家等の所有者等の負担とすることを規定するものです。

第9条、関係行政機関等との連携につきましては、目的の達成のため、警察署、消防署等及び町内会等地域住民との連携を図り、協力を求めることができる旨を、第10条、規則への委任につきましては、本条例以外の必要事項については規則で定めることを規定するものです。

附則です。この条例の施行期日は、公布の日とします。ただし、第7条及び第8条につきましては、令和4年10月1日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 おはようございます。それでは、9ページなのですが、特定空家等の除却工事に関して質問させていただきます。

いわゆる行政代執行をするということだと思うのですが、このことは恐らく市民の皆様の安心、安全を確保することでやむを得ないことだと思うのですが、所有者に対してここに至るまでのアプローチとして、どのようなことをされてきたのか。それと、この行政代執行にかかる三百何十万円の回収見込みはあるのかどうなのか伺いたいと思います。

○議長 質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 代執行についてのご質問でございます。今回の補正とは別に、まず普通の状況と

しましては法に基づきまして助言、指導、そして勧告、勧告に従わない場合は命令を行い、命令をしても対応が十分でない場合、あるいは命令しても何もしない場合に初めて行政代執行となります。今回補正計上させていただいている物件につきましては、所有者がいわゆる不存在となっているもので、略式代執行を考えている案件であります。この物件につきましては、所管としましては全く認識していなかったものなのですけれども、今年の3月に滝川警察署のほうから連絡がありまして、初めて認識したものです。建物の正面、道路側から見ると建物は全く壊れているように見えないのです。裏のほうが大分壊れていまして、横から見ると確かに分かるのですが、冬の間は雪で全く認識できませんでした。3月に警察から連絡をいただきまして、初めてそれを認識し、今は網をかけて危険にならないように対応しています。道路に面している建物であることと、裏側にすぐ別の建物があるので、今回補正予算と条例の議決をいただければ、空家等対策協議会のご意見を踏まえて、特定空家の認定、そして代執行へ移りたいと考えております。

それと、今回は略式代執行ということですので、本来であればといいますか、国の補助制度はあるのですけれども、補助の申請の期限が前年度の10月頃に取りまとめになっていまして、今回この案件については事前の申込みはしていません。それで、今やるという段階になって、4月以降振興局、道等に追加で対象にならないかということを確認中です。さらに、特別交付税措置につきましても、これは分かりませんが、要望していきたいと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 所有者がいないということだと、結局366万3,000円というのは市の持ち出しで終わる可能性が高いということですね。ただし、国からの補填もあり得るかなということなのですが、こういう案件というのは滝川市だけでなく各地で出てくるのだと思うのです。市としても市長会を通してこれはしっかりと国に申していくべきだと思うのですが、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの三上議員のご質問でございますけれども、今後もこの問題は必ず大きくなってくだろうなという予想がされるわけでございます。ですから、国の施策に沿ってやっている現状が果たしていいのかどうかということはやはり問題があるというふうに思うところであり、国のほうにいろいろお願いをしていくということが必要かなというふうに思いますので、今後この問題につきまして国のほうにさらなる応援の要望等をさせていただきたいと、そのようには考えております。また、ぜひ三上議員にもその応援をお願い申し上げたいと思います。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号及び第3号の2件を一括採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第3号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第9 議案第2号 令和4年度滝川市下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長 長 日程第9、議案第2号 令和4年度滝川市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第2号 令和4年度滝川市下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

補正予算の内容は、石狩川流域関連公共下水道事業計画の変更に伴い、構成自治体の建設負担率が令和4年3月に改定をされました。これにより、奈井江町にあります浄化センターにおいて北海道が実施いたします施設整備事業に係る当市の建設負担金支払い額が当初予算を超過することが見込まれるため、増額補正をしたいとするものでございます。

1 ページを御覧ください。第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的支出の予定額について1款1項営業費用が43万3,000円の増額となり、収益的支出の1款公共下水道事業費について補正後の予算額を12億7,074万7,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額になりますが、支出のほうから1款1項建設改良費が435万9,000円の増額となり、資本的支出の1款公共下水道資本的支出について補正後の予算額を10億8,206万2,000円とするものでございます。収入につきましては、1款1項企業債が440万円の増額となり、資本的収入の1款公共下水道資本的収入について補正後の予算額を6億2,184万2,000円とするものでございます。これにより、令和4年度滝川市下水道事業会計予算第4条で定めた公共下水道資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を4億6,022万円に改め、これを補填する財源のうち、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を2,841万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金を4億3,180万3,000円に改めるものでございます。

第4条は、企業債の限度額について440万円を増額し、3億910万円に改めるものでございます。

2 ページ目から6 ページ目までは、補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、収益的支出明細書並びに資本的収入及び支出明細書となっておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

以上、令和4年度滝川市下水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わります。ご審議のほど

よろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第10 議案第4号 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部
を改正する条例

○議 長 日程第10、議案第4号 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の改正につきましては、公益通報者保護法の一部が改正されたことを受け、条例で規定される滝川市の内部通報制度について公益通報者保護法との整合を図ることのほか、公益目的通報への対応体制について一部変更を行うため、改正したいとするものです。

改正の内容につきましては、議案第4号参考資料の新旧対照表を御覧ください。第13条、公益目的通報に関する規定ですが、条例で規定する公益目的通報について、第3項の原則通報は実名によるものとする規定を法で規定する公益通報のうちの内部通報と整合させるため、削除したいとするものです。

次に、第14条、公益目的通報した者に対する保護措置に関する規定ですが、第1項につきましては公益通報した者に対する保護措置として、規制されるべき不利益な取扱いについて法と整合させたいとするもの。

また、第4項につきましては、公益目的通報に関する守秘義務について、その受付や調査等の対応に従事する者及び従事した者に対する守秘義務を課すこととする法の規定と整合させるため、改正したいとするものです。

次に、第15条につきましては、第三者機関である滝川市公正職務審査会が担う公益目的通報に係る職務に関する規定ですが、現行、審査会は特定の委員に対する受付及び調査を行わせた上で、その調査結果を基に審査することとしています。受付及び調査段階から審査会全体が関与することとし、また従前の審査のプロセスを調査の中に包含させることとして、公益目的通報に対して審査会が一体的に対応することとするため、改正したいとするもので、第2項の規定を削除し、第3項以降を繰り上げ、審査の文言を調査に整理したいとするものです。

第16条、第17条につきましては、第15条の改正に伴う文言整理です。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第11 議案第5号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第11、議案第5号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回条例の一部を改正したいとする内容は、北海道が策定する石狩川流域関連公共下水道事業計画及び滝川市が策定する滝川市流域関連公共下水道事業計画の変更に伴い、排水人口及び1日最大汚水量の見直し等を行いたいとするものでございます。

改正内容については、参考資料の新旧対照表を御覧ください。第2条は、地方公営企業法の一部適用についてですが、国が示す準則に合わせて所定の文言整理を行いたいとするものでございます。

第3条は、経営の基本についてであります。第2項第2号及び第3号をさきに申し上げました各計画に伴いまして見直しを行い、計画目標年次の計画数値に変更したいとするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上を申し上げまして議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第12 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議 長 日程第12、議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について提案理由を説明いたします。

令和4年4月1日付で設立された上川中部福祉事務組合が新たに北海道市町村職員退職手当組合へ加入することに伴い、規約の一部を変更したいとするものです。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定めなければならないことから、構成市である滝川市として本議案を提出するものです。

変更の内容につきましては、議案第6号参考資料、新旧対照表を御覧ください。北海道市町村職員退職手当組合理約において、組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合について定める別表の(2)、一部事務組合及び広域連合の表の上川管内の項中で、富良野広域連合の次に上川中部福祉事務組合を加えたいとするものです。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施

行するとするものです。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第13 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、丸山健氏が令和4年9月30日で任期満了となることから、後任の候補者として再度丸山健氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、丸山氏の略歴につきましては、参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合上、6月15日から6月19日までの5日間を休会いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、6月15日から6月19日までの5日間を休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時00分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員